

知的財産権制度関係功労者に対する経済産業大臣表彰要領を次のように制定する。

平成22年4月1日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤松 広隆

改正 20140227 特第2 (平成26年4月8日)

知的財産権制度関係功労者に対する経済産業大臣表彰要領

(趣旨)

第1条 知的財産権制度の発展に功労のあった者に対する経済産業大臣表彰については、この要領に定めるところによる。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、原則として毎年4月に、被表彰者に対して表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

(選考)

第3条 被表彰者は、次の各号の一に該当する者を対象として選考する。

- (1) 知的財産権制度に関係を有する団体及び産業団体の役職員であって、知的財産権制度の発展に特に顕著な功労があった者
- (2) 多年にわたり工業所有権審議会等に関与し、知的財産権制度の発展に特に顕著な功労があった者
- (3) 多年にわたり弁理士業務に精励し、知的財産権制度の発展に特に顕著な功労があった者
- (4) 教育に携わる職員であって、知的財産権制度の普及・啓発に特に顕著な功労があった者
- (5) その他知的財産権制度の発展に特に顕著な功労があった者
- (6) 経済産業省の政策について誤解を生ずるおそれがない者

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、知的財産権制度関係功労者に対する経済産業大臣表彰に関し必要な事項は、特許庁長官が別に定める。

附 則

第1条 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 産業財産権制度関係功労者表彰要領(15特第2号)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。